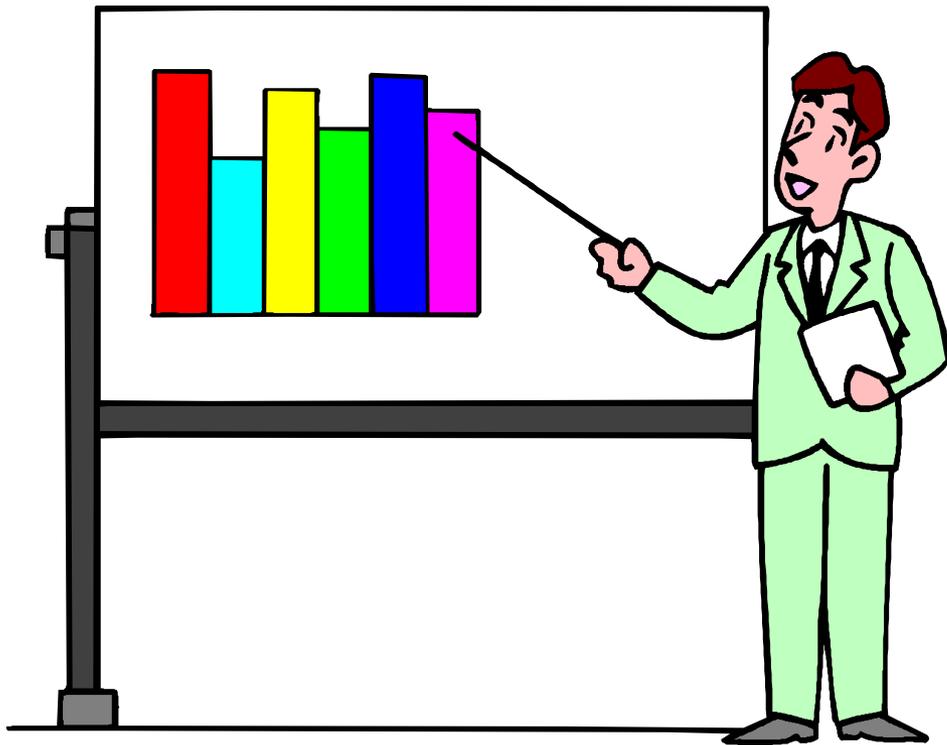


# 『中堅企業の会社法』



# 目次

## § 1. 会社法の基礎

1. 会社法とは？
2. 会社法の制定目的は？
3. 会社法のビジネスインパクトは？

## § 2. 会社法の各論

1. 会社設立が簡単になる！
2. 会社の種類が増える！
3. 組織が柔軟に！

## § 3. 会社法の実務対応

1. 自社の機関設計の再確認
2. 決算と株主総会
3. 自己株式の取得・処分



# § 1. 会社法の基礎



## 1. 会社法とは？

①形式的には3つの法律の合作(平成17. 7. 26 法86)

商法(第2編会社、449条)

有限会社法 (25条)

商法特例法 (30条)

} 会社法(979条)

\* 商法は第33条～第500条削除のため、もぬけの殻

\* 有限会社法と商法特例法は廃止

②「会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」により、  
実務移行

## 2. 会社法の制定目的は？

### ①会社法制の現代化

- \* 規制緩和と定款自治(株主による会社の自治)
- \* 起業を容易にする
- \* 条文はカタカナ文語体→ひらがな口語体  
(商法施行は明治32. 6. 16)
- \* 会計参与、合同会社(LLC)の新設
- \* M&Aを柔軟にする



### ②法的安定性

- \* 平成に入って商法は26回も改正され、諸制度間で規律の不均衡が生じている→全体的整合性を図る

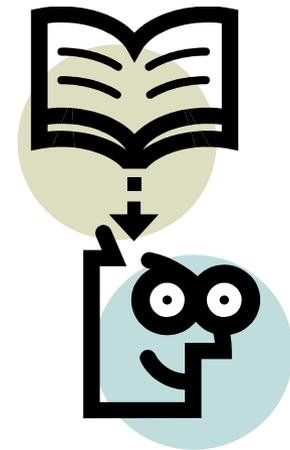
# 3. 会社法のビジネスインパクトは？

①バスに乗り遅れない→統一的規制から何でもありへ  
(規制する商法から使える会社法)

②戦略的法務→自社にあった会社設計

③勝ち組と負け組み→二極化

④上場企業→M&Aに注意



(注)重要な定義

\* 公開会社(第2条五): 株式譲渡制限のない会社、株式公開とは関係なし  
(これ以外の会社を便宜上、非公開会社という)

\* 大会社(第2条六): 資本金5億円以上または負債額200億円以上の会社  
(これ以外の会社を便宜上、中小会社という)

## § 2. 会社法の各論



### 1. 会社設立が簡単になる！

- ①最低資本金制度規制撤廃→1円の資本金で株式会社ができる  
【現在】(株)1,000万円、(有)300万円以上、中小企業挑戦支援法の特例あり
- ②払込保管証明が不要→発起設立では残高証明でOK、手続きが簡単  
【現在】保管証明が必要 (注)募集設立では従来どおり
- ③取締役1人でOK→公開会社でない会社の中小会社、監査役も取締役会も不要  
『株主1人、取締役1人、資本金1円の株式会社』が設立可能  
【現在】取締役3人、監査役1人
- ④類似商号規制が廃止→設立登記がスムーズ、異なる住所であれば同じ商号可能  
【現在】商号規制あり

## 2. 会社の種類が増える！

①有限会社の消滅と存続→新設は不可

- \* 有限会社の2つの選択肢 ①特例有限会社 ②定款変更・登記で(株)
- 【現在】有限会社は142万社あり

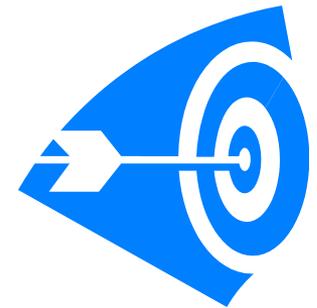
②合同会社の誕生→Limited Liability Company 有限責任+定款自治

- \* 産学連携やベンチャー企業向き、機関設計が柔軟化した組織形態
  - \* 社員は有限責任で自ら業務を行う、社員は法人でもOK
- 【現在】なし

③柔軟な機関設計→39の機関設計が可能

- \* 株主総会と取締役は必須、他は選択可
- \* 公開会社vs非公開会社と大会社vs中小会社
- \* 7人のプレイヤー ①取締役会 ②取締役 ③監査役会 ④監査役
- ⑤会計監査人 ⑥会計参与 ⑦委員会

【現在】自由度なし



# 【一口メモ】本当に39パターンあるの?! → YES

	公開会社	非公開会社
大会社	1・2 取会＋監会＋会	5・6 取会＋監会＋会
	3・4 取会＋委＋会	7・8 取会＋監＋会
		9・10 取会＋委＋会
		11・12 取＋監＋会
中小会社	13・14 取会＋監会＋会	23・24 取会＋監会＋会
	15・16 取会＋監会	25・26 取会＋監会
	17・18 取会＋監＋会	27・28 取会＋監＋会
	19・20 取会＋監	<b>29</b> ・30 取会＋監
	21・22 取会＋委＋会	31・32 取会＋委＋会
		33 取会＋会参
	(注)番号が2つあるのは、会参(会計参与) を置くか否かの選択肢	34・35 取＋監＋会
		36・37 取＋監
		38・39 取 ← 一番シンプル!!

(注)取会(取締役会)／取(取締役)、監会(監査役会)／監(監査役)、会(会計監査人)、  
会参(会計参与)、委(委員会)

# 3. 組織が柔軟に！

①取締役の解任が普通決議で可能→コントロールの強化  
【現在】特別決議(2/3以上)

②非公開会社の役員の任期が10年→有限会社の面影  
【現在】取締役(2年)、監査役(4年)、最初は1年

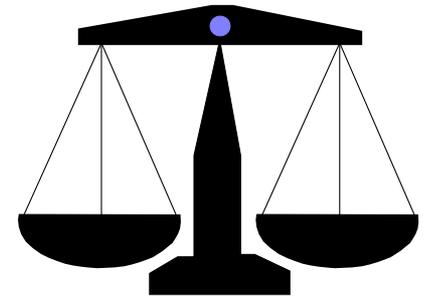
③会計参与制度の創設→粉飾決算防止

\* 役員と共同して決算書を作成、設置は任意、登記事項、税理士/会計士  
【現在】なし

④種類株式が多様化→一部の種類株式(注)に譲渡制限可能  
【現在】不可

⑤株券は不発行が原則→定款の定めがある場合のみ、発行可  
【現在】発行が原則

(注)現在の定款が発行を前提の場合には、手続が必要



# 【一口メモ】種類株式とは??

一部の株式につき内容の異なる株式の発行が可能、会社法では9つ。

- ① 剰余金の配当(いわゆる優先株や劣後株)
- ② 残余財産の分配
- ③ 議決権制限株式
- ④ 譲渡制限株式
- ⑤ 取得請求権付株式
- ⑥ 取得条項付株式
- ⑦ 全部取得条項付株式
- ⑧ 株主の拒否権付株式(いわゆる黄金株、特定の事項につき株主に拒否権を持たせる)
- ⑨ 取締役・監査役選任権付株式



# § 3. 会社法の実務対応

## 1. 自社の機関設計の再確認

\* 会社法では39種類の異なる形式の会社可能  
自社の構成は？ → 商業登記簿で再確認

\*Q: 一番多いパターンは？ → スライド8の②9

○: ある、設置      X: ない、不設置

項目	上場／非	取締役会	監査役	会計監査人	会計参与	譲渡制限
自社	非上場	○	○	X	X	○

## 2. 決算と株主総会

【例】会社法に基づく実務的最速

### 取締役



### 監査役



### 取締役会



・決算終了

・監査  
・監査報告

・決算承認  
・株主総会招集

議案の策定(決算書添付)③

基準日(以下会社法)

4週間以内①

1週間前②

HXX.3.31 (2週間、以下実務) Hxx.4.14 (1週間) Hxx.4.21 (10日間)

### 定時株主総会



### 決算公告

・決算決議  
・剰余金の配当  
・変更登記

・官報(BS) (注)

①取締役と監査役で決定できる

②書面・電子決議権の場合には、2週間前

③株主全員の合意があれば、招集手続不要

遅滞なく

Hxx.4.30 (翌日) Hxx.5.1

# 3. 自己株式の取得・処分

## ■ 自己株式の取得

### ① 株主総会の普通決議

- ・中堅企業の場合には特定の者からの買受のため、特別決議
- ・株主総会は、定時総会・臨時総会どちらでもOK

### ② 取締役会で、詳細を決議

- ・自己株式の種類・総数・取得価額の総数・売主・株数・1株当たりの取得価額等

### ③ 取締役会の決議事項を株主へ通知

### ④ 財源規制: 剰余金 + $\alpha$ の分配可能額

## ■ 自己株式の処分

### 1. 保有

- ・保有期間の制限なし
- ・議決権なし、配当なし

### 2. 消却

- ・取締役会の決議で、消却する株式の種類と数を決めて消却可能

### 3. 売却

- ・新株発行の手続きが必要
- ・第三者割当の場合には、株主総会・特別決議が必要



